

令和7年7月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用） 特別教育について（ご案内）

平素からは、当支部の事業運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）特別教育を下記要領において実施いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時

【学 科】令和 7 年 9 月 4 日（木） 9：00～17：30
【実 技】令和 7 年 9 月 5 日（金） 9：00～16：20

2. 場 所

新南陽クレーン教習所
周南市新田 2－6－1

3. 教育内容

講 習 科 目		講 習 時 間
学科	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3 時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2 時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間
	関係法令	1 時間
実技	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行の操作	4 時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業のための装置の操作	2 時間

4. 受講料・テキスト代

受 講 料 17,600 円
テキスト代 建災防山口県支部会員 0 円（2 号会員は除く）
非 会 員 1,210 円

5. 受講申込

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和7年7月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

職長・安全衛生責任者教育の実施について

建設業における職長等現場監督者に対しては、労働安全衛生法第60条により、法定の教育を行うことが事業者には義務付けられております。

今日の建設業では、労働災害防止における職長クラスの果たす役割がますます重要になっており、特に関係業者間の連絡調整が主要業務の安全衛生責任者と、作業員の管理監督が主要業務の職長が兼務で配置される例が多いことから、一体的な教育を行っています。

当協会では、事業者にとって下記により講習を行いますので、多数の方々が受講されますようご案内いたします。

記

1. 対象者 作業現場で、労働者を直接指導監督する立場にある者、又は混在する作業現場で他の業者と連絡調整にあたる者

2. 日時・場所

開催日	場所	時間
9月11日(木)	萩建設会館	1日目 8:50～17:00
9月12日(金)	萩市大字江向 548	2日目 8:50～17:00

3. 教育科目

	教育科目の内容
第1日目	職長・安全衛生責任者の役割、作業員に対する指導及び教育の方法、危険性又は有害性の調査と低減措置等
第2日目	危険性又は有害性の調査と低減措置等、職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル、関心の保持と創意工夫を引き出す方法、異常時、災害発生時における措置

4. 定員 原則として40人以内とします。

5. 受講料 13,200円

テキスト代 建災防山口県支部会員 0円 (2号会員は除く)

非会員 2,365円

6. 修了証の交付 2日間全科目を受講した者に修了証を交付します。

7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

事業者各位

低圧電気取扱い（活線作業を除く）特別教育ご案内

この特別教育の対象となる「低圧」とは、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいいます。

1. 日 時 令和7年9月22日（月） 8時50分～18時05分
2. 場 所 山口市矢原1284-1
ポリテクセンター山口
3. 定 員 30名（定員になり次第締め切ります）
4. 低圧電気（活線作業を除く）特別教育のカリキュラム

※実技教育は、「低圧の活線作業及び活線接近作業の方法」について、7時間以上必要ですが、当該特別教育については、開閉器の操作の業務のみを行う者を対象として、1時間の教育を行います。

6. 修了証 講習修了者には「修了証」を後日交付します。

7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会で

令和 7 年 7 月

事 業 場 各 位

建設業労働災害防止協会山口県支部

足場の組立て等作業に係る特別教育のご案内

足場からの墜落・転落災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生規則が改正され、この改正により「足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者」は特別教育の受講が義務付けられました。

このため、当支部では特別教育を、下記のとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時・場所

開 催 日	場 所	時 間
令和 7 年 9 月 2 4 日（水）	長門商工会議所 長門市東深川 1321-1	全科目（6 時間） 9:00~16:45

2. 科目及び時間

科 目	時 間
①足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
③労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
④関係法令	1 時間
計	6 時間

3. 受講料等

受 講 料	7, 7 0 0 円
テキスト代	
建災防山口県支部会員	0 円 （2 号会員は除く）
非 会 員	9 3 5 円

4. 申込方法

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和7年7月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

ローラーの運転業務に係る特別教育のご案内

ローラーとは、建設工事に使用される締固め機械で、道路やダムなどの盛土の締固めなどに用いられます。具体的には、ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラー及びタンパなどです。

締固め機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全衛生のための特別教育を行わなければなりません。

（労働安全衛生規則第36条第10号の業務、安全衛生特別教育規程第12条）

記

1. 対象者 受講要件は特にありません。
2. 主な対象機械 締固め用機械（ローラー）で、特に機械の大きさや質量に制限はありません。
＊ローラーの公道走行には、特殊自動車運転免許証などが必要です。
3. 日時 学科 令和7年9月29日（月） 8：50～16：30
実技 令和7年9月30・10月1日（火・水）
のいずれか半日
午前の部 8：30～12：30
午後の部 13：00～17：00

4. 教育内容

科 目			教育時間
1日目	学科	ローラーに関する知識	4時間
		運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
		関係法令	1時間
2日目(半日)	実技	ローラーの運転方法	4時間

5. 場所 山口県商工会館6階大会議室 山口市中央4-5-16
6. 定員 40名（定員になり次第締め切ります）
7. 受講料 受講料 17,600円
テキスト代 建災防山口県支部会員 0円（2号会員は除く）
非会員 1,540円
8. 修了証の交付 2日間全科目を受講された者に修了証を交付します。
9. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。